

## ～事業主 及び 総務（人事）ご担当者 様へお願ひ～

- ・貴事業所を退職される方で、当組合の任意継続保険加入を検討している方に、こちらをコピーして、お渡し下さい。
- ・退職された方の「資格喪失届」・「健康保険証」は、早急に当組合にご提出下さい。

22年4月の国民健康保険法施行令の改正により、下記に該当する方は、

国民健康保険料が軽減されています。（要申請）

国民健康保険（市区町村）で確認をとって、機関健康保険組合の任意継続保険に加入されるか、国民健康保険等、他保険制度に加入されるかを判断して下さい。

国民健康保険料が非自発的失業で軽減該当するか、以下の事項を参考にして下さい。

非自発的失業により国民健康保険料が軽減される方は  
65歳未満で以下の2及び3の該当者です

離職日の翌日において65歳未満であり、雇用保険受給資格者証の離職理由コードが、以下の2及び3となっている場合に国民健康保険料が軽減されます。  
(該当者は市区町村の国民健康保険担当者に雇用保険受給者証提示が必要です。)

### 1 確認方法

雇用保険受給資格者証で確認します。

- ・雇用保険受給資格者証：「12. 離職理由」欄

### 2 特定受給資格者に対する離職理由コード

離職理由コード	離職理由
11	解雇
12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止め（雇用期間3年以上雇用止め通知あり）
22	雇止め（雇用期間3年未満更新明示あり）
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

### 3 特定理由離職者に対応する離職理由コード

離職理由コード	離職理由
23	満期終了（雇用期間3年未満更新明示なし）
33	正当な理由のある自己都合退職（31、32以外）
34	正当な理由のある自己都合退職（保険者期間12ヶ月未満で31、32以外）

国民健康保険料額及び軽減処置に該当するかどうか、軽減額についてはお住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。 <市区町村では、雇用保険受給者証でもって確認します。>